

第3部 生活排水処理基本計画

第1章 生活排水処理の現状と課題

第2章 生活排水処理の基本理念と基本方針

第3章 生活排水処理基本計画の施策体系

第4章 収集運搬・中間処理・最終処分の体制

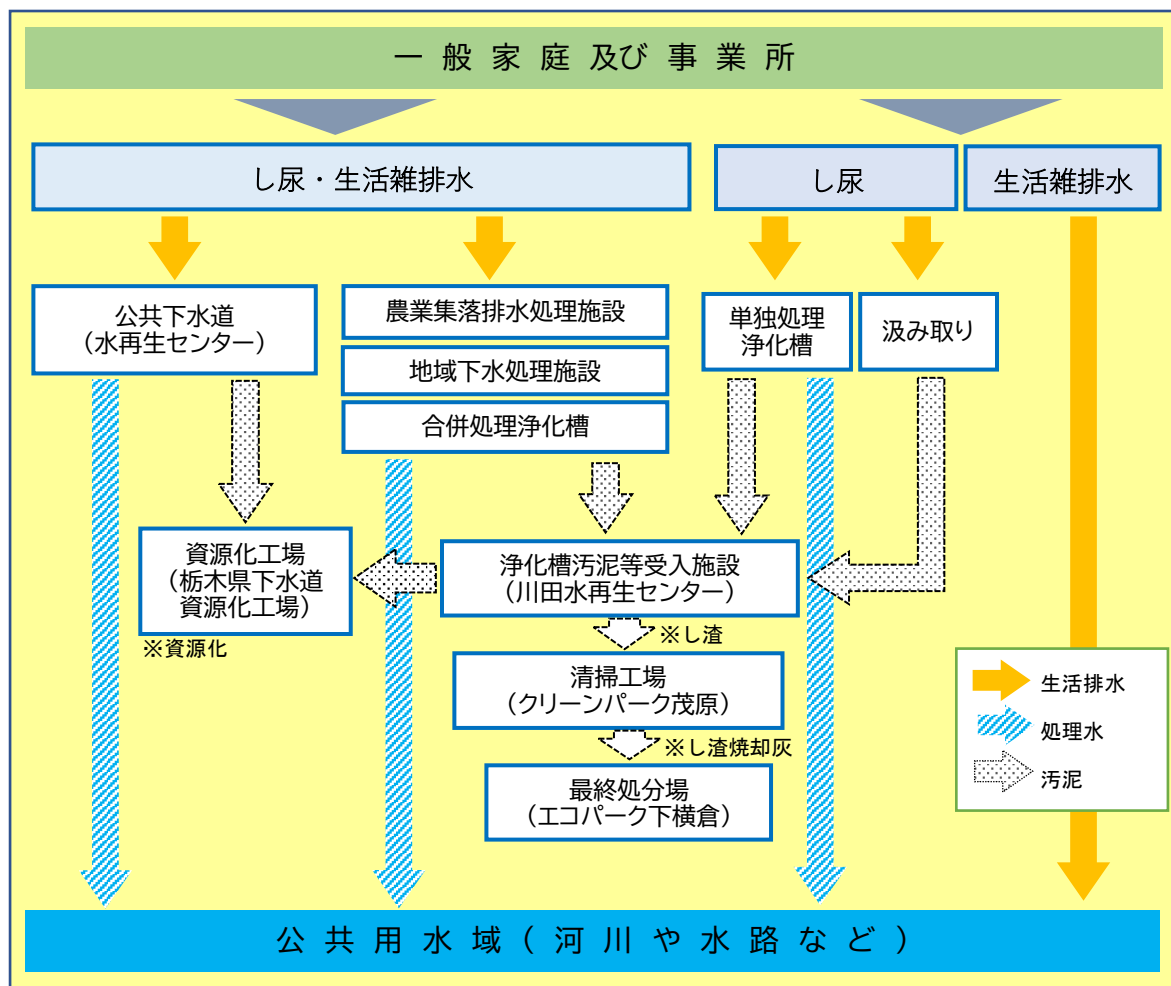
第1章 生活排水処理の現状と課題

1 生活排水処理の現状

(1) 処理体系

本市の家庭などから発生する生活排水（し尿及び生活雑排水）は、公共下水道や農業集落排水処理施設、地域下水処理施設等に集めて処理（集合処理）するほか、合併処理浄化槽により各家庭等で個別に処理（個別処理）していますが、単独処理浄化槽や汲み取り世帯においては、し尿のみを処理し、生活雑排水は未処理のまま河川等に放流されています。

また、農業集落排水処理施設、地域下水処理施設、合併処理浄化槽等から発生する汚泥と汲み取りし尿については、本市の中間処理施設（東横田清掃工場）へ搬入し、処理を行っていましたが、令和3年1月から下水処理施設（川田水再生センター）における下水汚泥との一体処理方式に変更して処理を行っています。



(2) 生活排水処理施設の整備状況

ア 生活排水処理施設の状況

生活環境や公共水域の水質向上・保全を図るため、「宇都宮市環境基本計画」や「宇都宮市上下水道基本計画」に基づき、計画的かつ効率的に生活排水処理施設の整備を進めています。

生活排水処理施設の整備に当たっては、市街化区域については公共下水道で整備を進め、市街化調整区域については、経済性や効率性の観点から、一部区域を特定環境保全公共下水道や農業集落排水処理施設の集合処理とし、それ以外の区域は、個別処理である浄化槽整備事業による整備を推進しています。

表3-1 生活排水処理施設の整備状況

項 目	内 容
公共下水道	令和6年度末時点の事業計画区域10,156.7haに対する整備面積は、9,779.6haであり、整備率は96.3%
農業集落排水処理施設	計画した14地区の整備が完了 ※うち3地区（平出・下平出・柳田）は公共下水道に接続し、 処理施設を廃止
地域下水処理施設	民間開発団地に設置された9施設を市に移管
合併処理浄化槽	整備対象区域内における、令和6年度までの計画基数8,927基 に対する整備基数は8,042基であり、整備率は90.1%

イ 普及人口の推移

生活排水処理普及人口及び普及率は、公共下水道の整備が進んだことにより増加・上昇し、令和6年度の生活排水処理人口普及率は、99.4%となっています。

表3-2 普及人口の推移

(単位：人)

項目	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
行政人口※ ¹	519,965	517,346	515,902	514,157	513,086
生活排水処理普及人口※ ²	514,960	513,835	512,522	511,045	510,151
公共下水道	469,342	470,987	470,617	469,169	469,191
農業集落排水処理施設	11,917	11,585	11,249	10,578	8,863
地域下水処理施設	11,786	11,175	11,166	11,057	11,138
合併処理浄化槽	21,915	20,088	19,490	20,241	20,959
生活排水処理人口普及率※ ³	99.0%	99.3%	99.3%	99.4%	99.4%

※1：行政人口は、各年度の3月末における住民基本台帳人口

※2：公共下水道・農業集落排水処理施設・地域下水処理施設の整備が完了し、使用可能な区域の人口及び合併処理浄化槽整備区域内の人口

※3：公共下水道・農業集落排水処理施設・地域下水処理施設の整備が完了し、使用可能な区域の人口及び合併処理浄化槽整備区域内人口の行政人口に占める割合

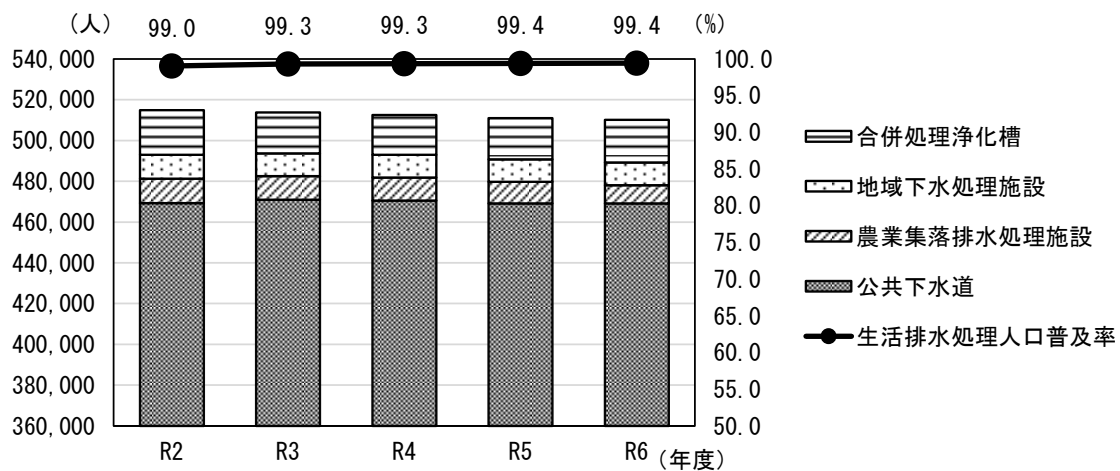


図3-2 普及人口の推移

ウ 処理人口の推移

生活排水処理人口及び処理率は、公共下水道への接続や合併処理浄化槽への転換等が進んだことにより増加・上昇し、令和6年度の生活排水処理率は、97.0%となっています。

表3-3 処理人口の推移

(単位：人)

項目	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
行政人口※1	519,965	517,346	515,902	514,157	513,086
生活排水処理人口※2	499,078	498,813	498,695	497,711	497,902
公共下水道	447,208	450,193	450,211	449,786	451,473
農業集落排水処理施設	9,965	9,871	9,769	9,360	8,363
地域下水処理施設	11,786	11,175	11,166	11,057	11,138
合併処理浄化槽	30,119	27,574	27,549	27,508	26,928
生活排水処理率※3	96.0%	96.4%	96.7%	96.8%	97.0%

※1：行政人口は、各年度の3月末における住民基本台帳人口

※2：公共下水道・農業集落排水処理施設・地域下水処理施設・合併処理浄化槽を使用している人口

※3：公共下水道・農業集落排水処理施設・地域下水処理施設・合併処理浄化槽を使用している人口の行政人口に占める割合

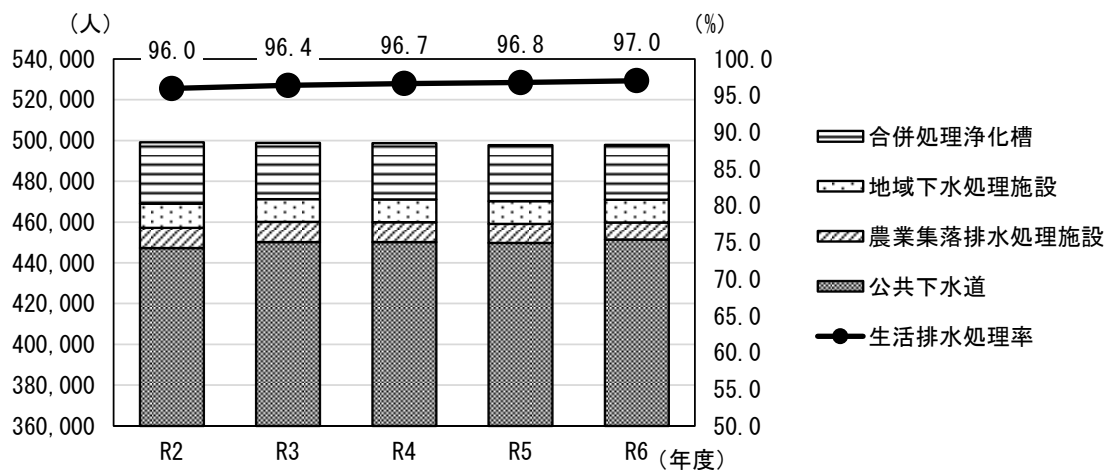


図3-3 処理人口の推移

2 し尿・浄化槽汚泥処理の現状

(1) し尿・浄化槽汚泥処理量の推移

1日当たりのし尿・浄化槽汚泥の処理量については、公共下水道への接続や合併処理浄化槽への転換等によって令和3年度以降、減少傾向にあります。なお、令和6年度の1日当たりの汲み取りし尿処理量は、12.8kl/日、浄化槽汚泥処理量は99.7kl/日となっています。

表3-4 し尿・浄化槽汚泥処理量の推移

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
汲み取りし尿処理量 (kl/日)	15.9	15.9	14.8	13.9	12.8
浄化槽汚泥処理量 (kl/日)	99.5	105.0	104.9	101.6	99.7
合計 (kl/日)	115.4	120.9	119.7	115.5	112.5
汲み取り人口 (人)	10,914	9,941	9,309	8,637	7,453
浄化槽処理人口 (人)※	61,843	57,212	56,382	55,734	54,160

※農業集落排水処理施設・地域下水処理施設・合併処理浄化槽・単独処理浄化槽を使用している人口

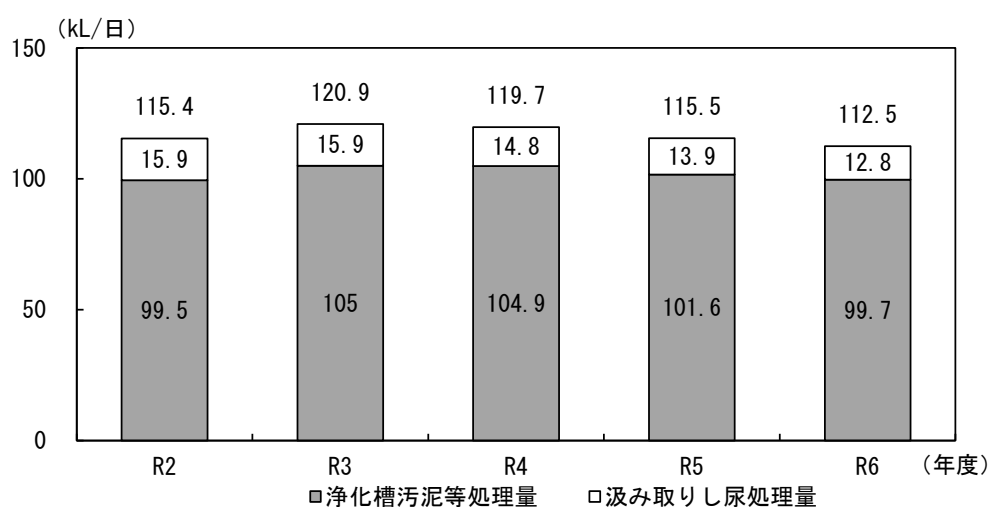


図3-4 し尿・浄化槽汚泥処理量の推移

(2) 収集運搬体制

し尿については、市内全域を市が委託した業者が収集運搬しています。

また、浄化槽汚泥については、許可業者11者（令和7年4月1日現在）が収集運搬しています。

(3) 中間処理体制

し尿・浄化槽汚泥は、中間処理施設（東横田清掃工場）に搬入後、水処理され、濃縮・脱水・乾燥・焼却の処理を行っていましたが、令和3年1月から、下水処理施設（川田水再生センター）内における浄化槽汚泥等受入施設の供用を開始し、下水汚泥との一体処理方式に変更して処理を行っています。川田水再生センターに搬入後、受入施設において、ごみの除去や濃度調整などの前処理を行った上で下水汚泥と一体的に処理し、肥料などの原材料へリサイクルを行っています。

なお、板戸地区農業集落排水処理施設の汚泥は、併設施設において肥料化され、農家に還元しています。

表3-5 中間処理施設

施設名	竣工	処理能力	備考
東横田清掃工場 水処理施設 (低希釈二段 活性汚泥方式)	昭和 59 年度	185kl/日	下水汚泥との一体処理開始に伴い、 令和3年度に閉鎖
東横田清掃工場 汚泥乾燥焼却施設	昭和 57 年度	30t/7h	下水汚泥との一体処理開始に伴い、 令和3年度に閉鎖
川田水再生センター	昭和 53 年度	159, 300 m ³ /日	浄化槽汚泥等受入施設は、令和3年 1月に供用を開始した。 搬入汚泥は下水汚泥と一体的に処 理し、処理された下水汚泥は、栃木 県下水道資源化工場での資源化及 び肥料等原料として業者に処理を 委託。し渣については焼却後、埋立 処分を行っている。
川田水再生センター 浄化槽汚泥等 受入施設	令和 2 年度	174.2kl/日	

(4) 最終処分体制

中間処理施設（東横田清掃工場）から発生した汚泥の焼却灰は、最終処分場であるエコパーク板戸に埋立処分をしていましたが、浄化槽汚泥等受入施設の供用開始後は、受入施設における前処理工程で発生するし渣については、市の清掃工場（クリーンパーク茂原）で焼却処理した後、焼却灰を最終処分場において埋立処分を行っています。

なお、エコパーク板戸は令和2年度に受入を終了したため、その後は、新たに整備されたエコパーク下横倉において埋立処分を行っています。

表3-6 最終処分場

施設名	計画期間	埋立能力
エコパーク板戸	平成16年度から令和2年度まで	355,000m ³
エコパーク下横倉	令和2年度から令和17年度まで	290,000m ³

3 前計画における目標値の進捗状況と課題

(1) 生活排水処理施設の整備推進

ア 目標値の進捗状況

生活排水処理普及人口及び生活排水処理人口普及率は、公共下水道の計画的な整備により、着実に増加・上昇しており、令和6年度実績は99.4%と堅調に推移しています。

表3-7 生活排水処理人口普及率の実績及び目標値

(単位：%)

	R2	R3	R4	R5	R6	R7 (短期目標)	R12 (中期目標)	R17 (長期目標)
計画値	99.1	99.4	99.7	99.8	99.9	100.0	100.0	100.0
実績値	99.0	99.3	99.3	99.4	99.4	—	—	—

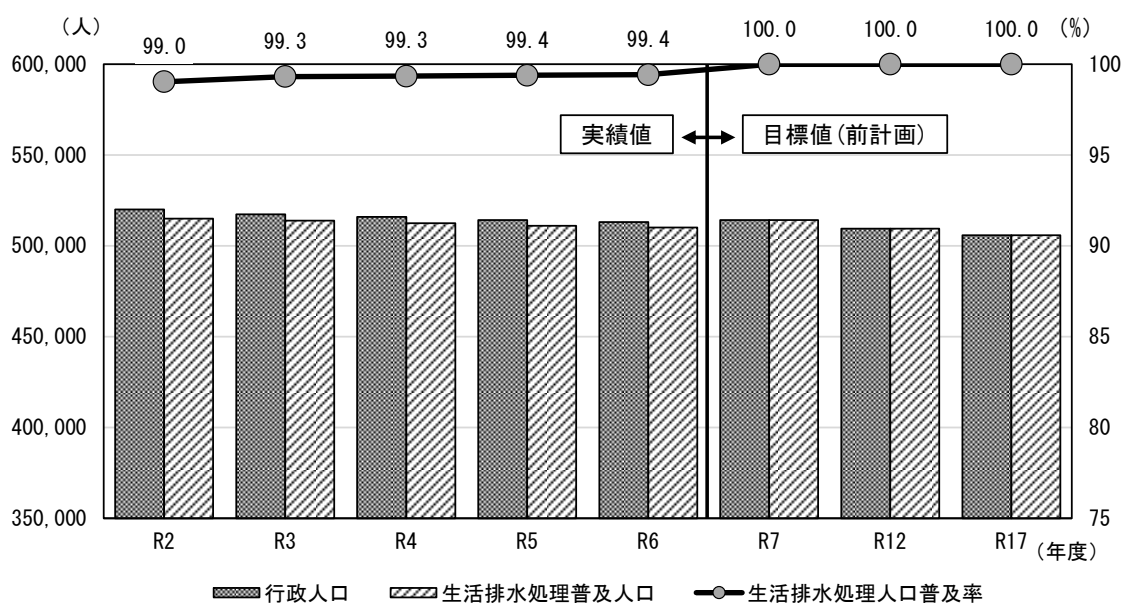


図3-5 生活排水処理人口普及率の実績及び目標値

イ 課題

着実に生活排水処理施設の整備は進んでいますが、主な未整備箇所としては土地区画整理事業地内であるため、引き続き、土地区画整理事業などの関連事業と調整を図りながら計画的に整備を推進していく必要があります。

(2) 生活排水処理施設への接続促進

ア 目標値の進捗状況

生活排水処理人口及び生活排水処理率は、公共下水道及び農業集落排水処理施設の未接続世帯への戸別訪問指導や合併処理浄化槽の設置に関する周知啓発などの接続促進に係る取組により、着実に増加・上昇しており、令和6年度実績は97.0%と堅調に推移しています。

表3-8 生活排水処理率の実績及び目標値

(単位：%)

	R2	R3	R4	R5	R6	R7 (短期目標)	R12 (中期目標)	R17 (長期目標)
計画値	96.1	96.5	96.9	97.3	97.7	98.1	100.0	100.0
実績値	96.0	96.4	96.7	96.8	97.0	—	—	—

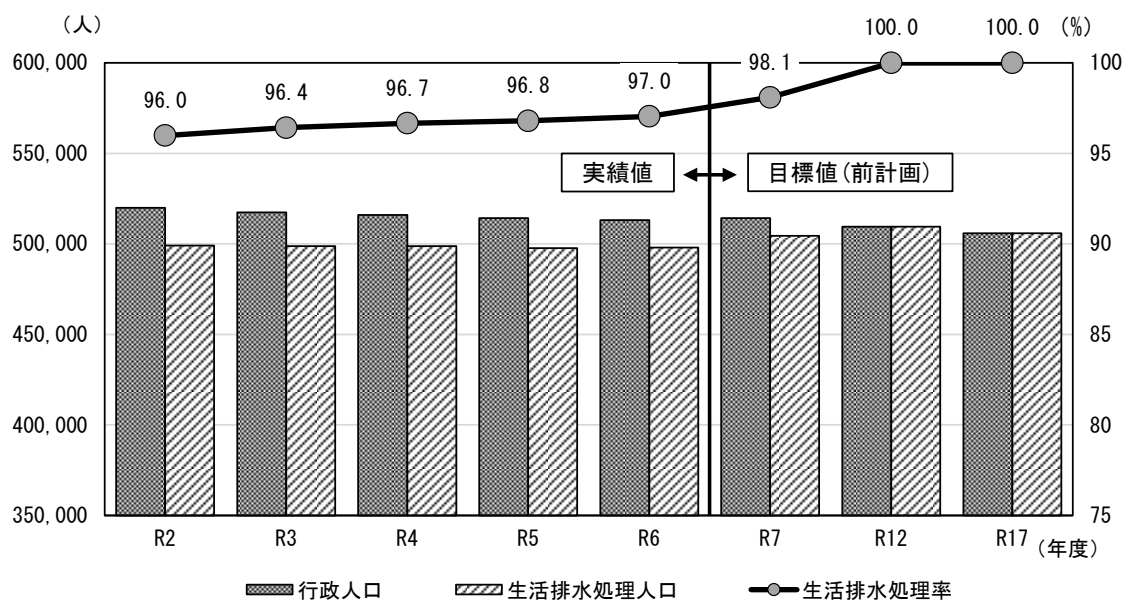


図3-6 生活排水処理率の実績及び目標値

イ 課題

着実に生活排水処理施設への接続は進んでいますが、公共下水道及び農業集落排水処理施設への接続や合併処理浄化槽への転換は住民の協力が必要不可欠であり、接続への理解が得られるよう戸別訪問指導等の周知啓発を継続的に実施する必要があります。

(3) 生活排水処理施設の適正管理

ア 目標値の進捗状況

浄化槽の受検率は、未受検者に対する受検促進通知の送付により着実に上昇しており、令和6年度実績は85.7%と堅調に推移しています。

表3-9 浄化槽法第11条検査受検率の推移

(単位：%)

	R2	R3	R4	R5	R6	R7 (短期目標)	R12 (中期目標)	R17 (長期目標)
計画値	73.3	75.4	78.4	81.3	84.3	87.3	100.0	100.0
実績値	72.1	81.4	84.9	84.9	85.7	—	—	—

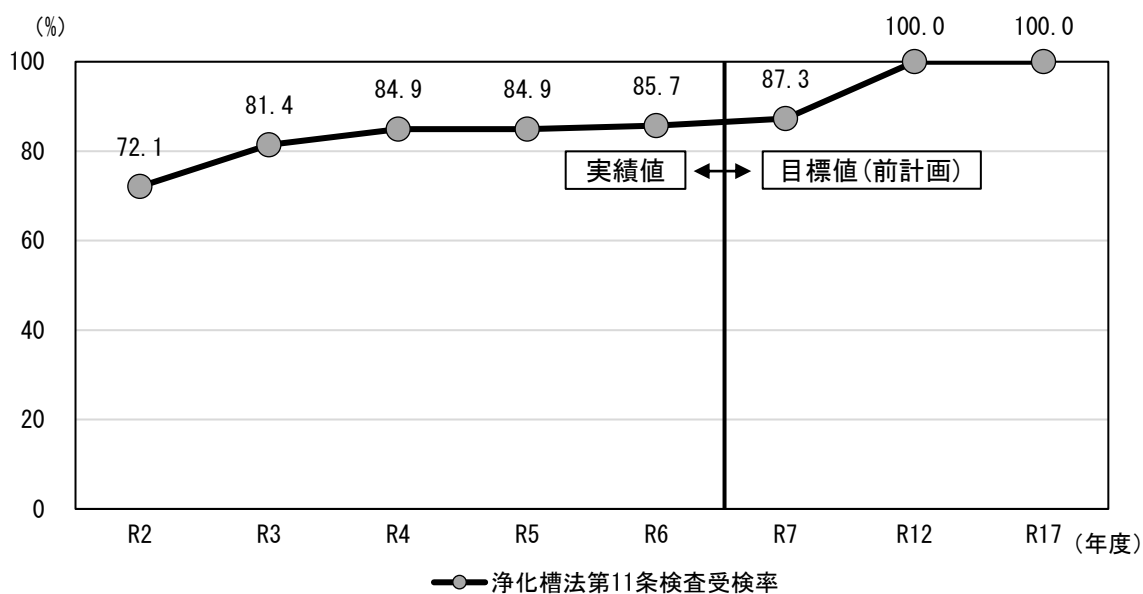


図3-7 浄化槽法第11条検査受検率の推移

イ 課題

検査の受検について広報するとともに、未受検者には受検を促す文書を送付していることから、受検率は順調に上昇していますが、今後とも受検率の更なる向上に向け、周知啓発を継続的に実施する必要があります。

(4) し尿・浄化槽汚泥の適正処理

ア 目標値の進捗状況

し尿・浄化槽汚泥処理量は、コロナ渦によって一時的に増加したものの、令和3年度以降は生活排水処理施設への接続等により減少傾向であり、令和6年度実績は112.5kl/日と令和2年度実績の115.4kl/日から減少しています。

表3-10 し尿・浄化槽汚泥処理量の推移

(単位：kl/日)

	R2	R3	R4	R5	R6	R7 (短期目標)	R12 (中期目標)	R17 (長期目標)
計画値	113.0	109.4	100.8	90.7	82.0	73.2	50.1	46.8
実績値	115.4	120.9	119.7	115.5	112.5	—	—	—

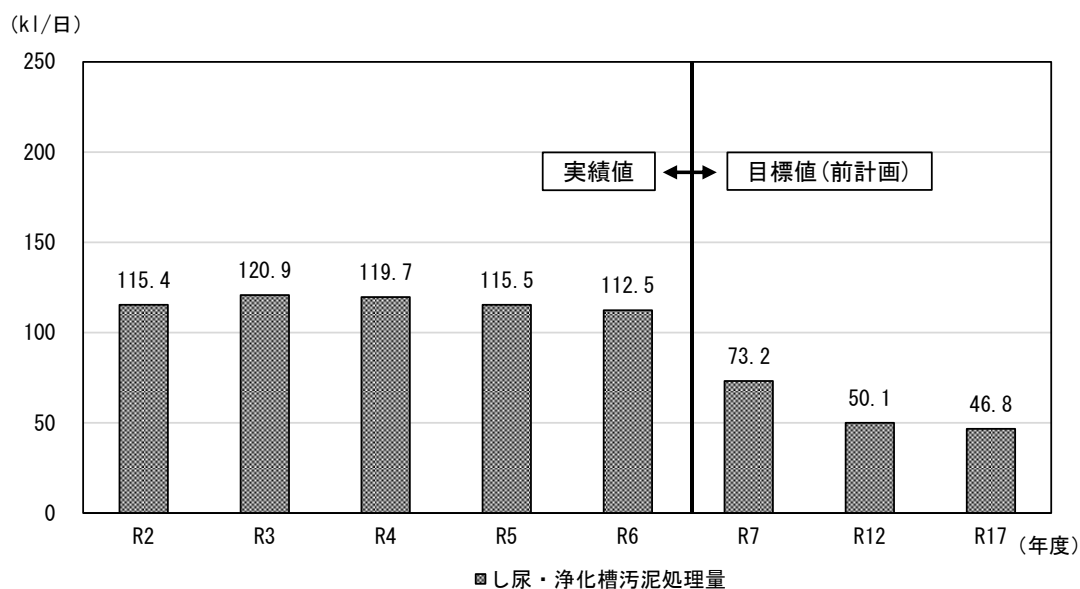


図3-8 し尿・浄化槽汚泥処理量の見通し

イ 課題

し尿・浄化槽汚泥処理量は、単独処理浄化槽及び汲み取りトイレから下水道への接続や合併処理浄化槽への転換により減少する見通しであり、接続等の周知啓発を実施していますが、接続等に当たっては住民協力が必要不可欠であるため、周知啓発を継続的に実施する必要があります。

(5) し渣焼却灰の適正処理

ア 目標値の進捗状況

し渣焼却灰埋立量は、令和6年度実績で57.5tであり、し尿・浄化槽汚泥処理量と同様、令和3年度から減少傾向にあります。

表3-11 し渣焼却灰埋立量の推移

(単位：t)

	R2	R3	R4	R5	R6	R7 (短期目標)	R12 (中期目標)	R17 (長期目標)
計画値	—	55.9	51.5	46.3	41.9	37.4	25.6	23.9
実績値	—	61.8	61.2	59.0	57.5	—	—	—

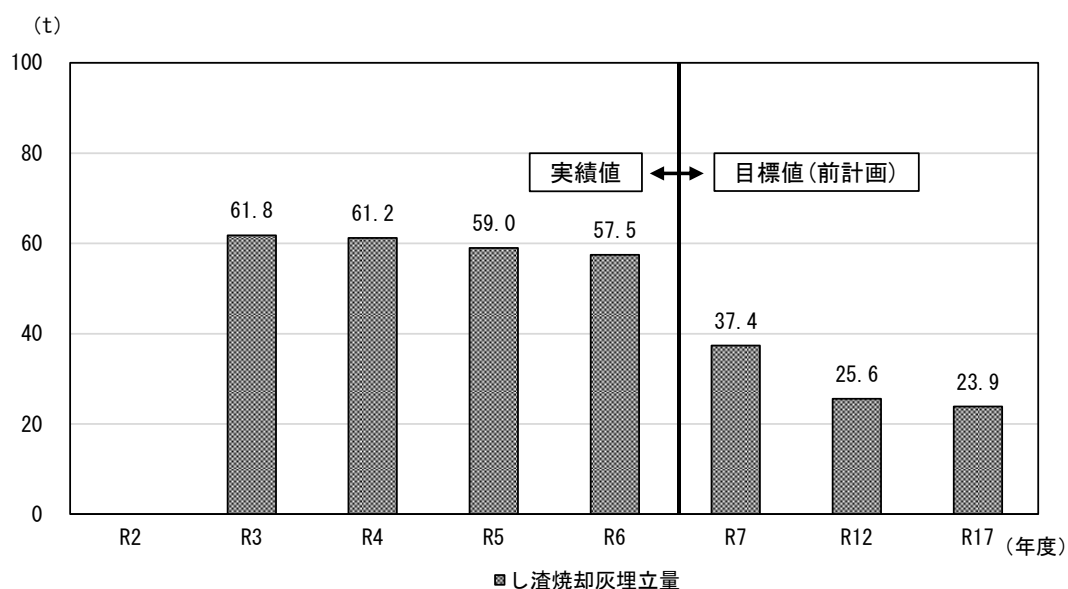


図3-9 し渣焼却灰埋立量の見直し

イ 課題

し渣焼却灰埋立量は、し尿・浄化槽汚泥処理量と同様、単独処理浄化槽及び汲み取りトイレから下水道への接続や合併処理浄化槽への転換により減少する見通しであり、接続等の周知啓発を実施していますが、接続等に当たっては住民協力が必要不可欠であるため、周知啓発を継続的に実施する必要があります。

第2章 生活排水処理の基本理念と基本方針

1 基本理念

本市では、これまで進めてきた生活排水処理施設の整備により、市内河川の水質は向上・保全されていますが、依然として一般家庭から未処理のまま流される生活雑排水が見受けられます。また、河川の水質を向上させることは本市だけでなく、下流の自治体の住民にも有益です。

今後、人口減少や少子高齢化が進行する場合においても、生活排水処理施設を効率的に管理し、公共下水道及び農業集落排水処理施設への接続や、合併処理浄化槽への転換を促進するなど、生活排水の適正処理を推進していくことで良好な水環境が確保されることから、市民が「快適に暮らせるまち」の実現を目指すために、次のように基本理念を掲げます。

【基本理念】

良好な水環境が確保され、快適に暮らせるまちを目指します。

2 本計画の特徴

今回の計画においては、本市の生活排水処理施設が概成している状況を踏まえ、生活排水処理施設への接続・転換を促進する取組や施設の老朽化・人口減少が進行する中であっても、持続可能な生活排水処理事業となるよう、効率的な運営管理を推進するための取組に重点化を図りました。

【主な取組】

- 公共下水道及び農業集落排水処理施設への接続や合併処理浄化槽への転換促進に向けた取組を進めます。
- 農業集落排水処理施設及び地域下水道処理施設について、維持管理の効率化を図るため、生活排水処理施設の公共下水道への接続による統廃合や設備の更新・修繕による長寿命化、合併処理浄化槽の活用を含めた施設小規模化に向けた取組を進めます。

3 基本方針

基本理念の実現を目指して、以下に示す2つの基本方針を設定します。

基本方針1 生活排水処理施設整備の推進と効率的な運営管理

生活環境や公共用水域の水質向上・保全に向け、計画的かつ効率的に生活排水処理施設の整備を進めるとともに、持続可能な生活排水処理事業とするため、効率的な運営管理を目指します。

基本方針2 し尿・浄化槽汚泥の適正な処理

発生するし尿・浄化槽汚泥の現状を踏まえ、循環型社会の形成に貢献するため、本市の実情に即した適正かつ安定した収集運搬・処理体制の継続を目指します。

4 基本指標

[基本指標1] 生活排水処理率

生活排水処理施設に接続され、生活排水が衛生的に処理されているか状況を確認する指標です。「公共下水道・農業集落排水処理施設・地域下水処理施設・合併処理浄化槽を使用している人口」が、行政人口に占める割合で表します。

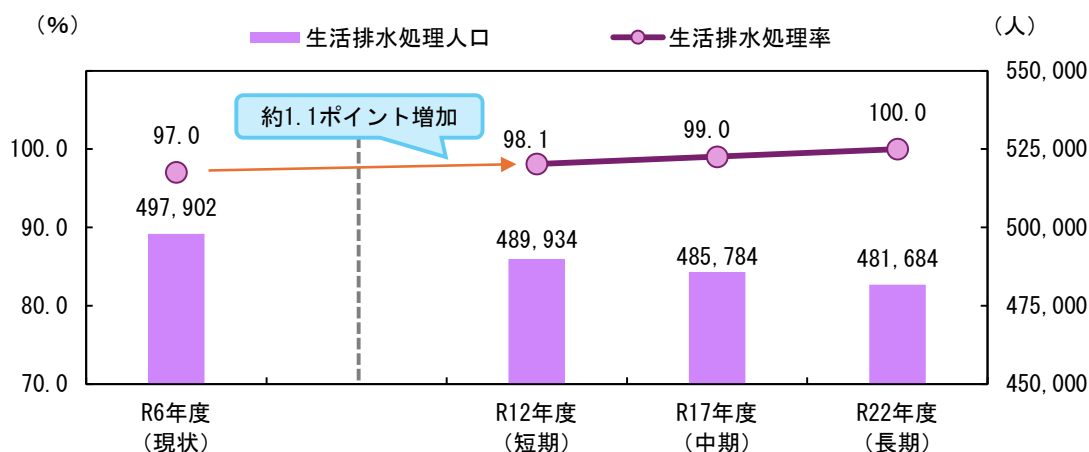
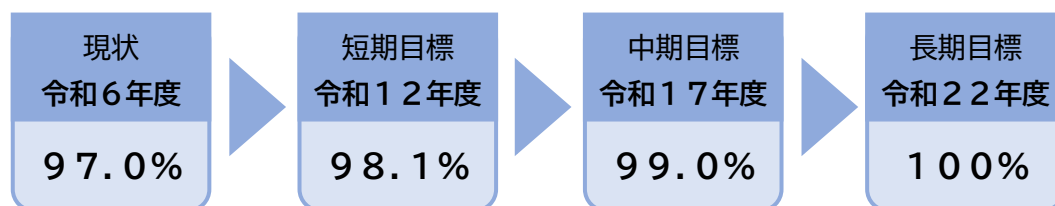


図3-11 生活排水処理率の目標値

表3-12 生活排水の処理形態別人口及び処理率の目標

(単位：人)

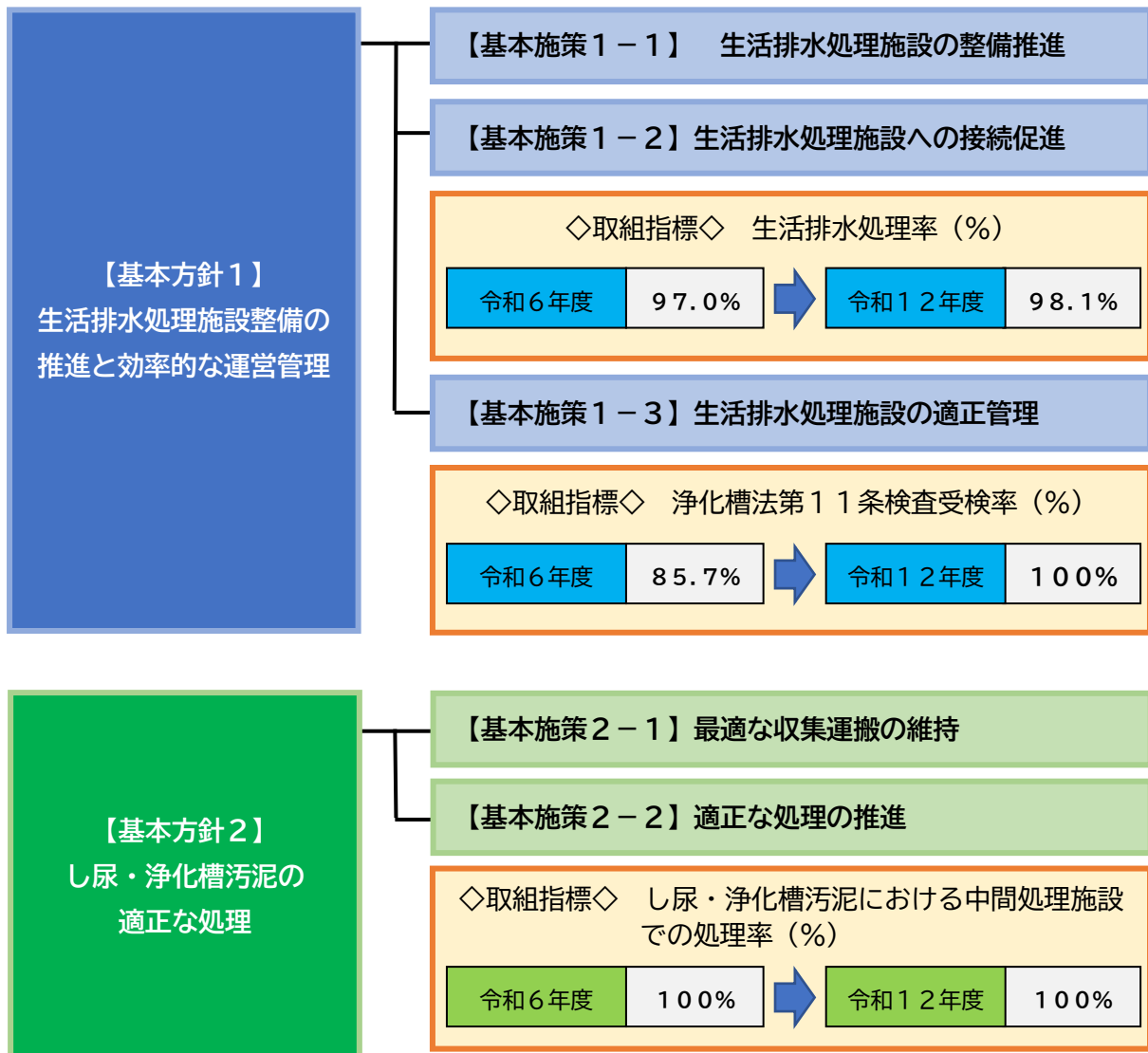
項目	実績値	目標値		
	R6年度	R12年度	R17年度	R22年度
行政人口 (A)	513,086	499,367	490,499	481,684
生活排水処理人口 (B)	497,902	489,934	485,784	481,684
公共下水道	451,473	451,290	453,033	452,627
農業集落排水処理施設	8,363	8,301	8,292	7,754
地域下水処理施設	11,138	6,097	2,313	1,254
合併処理浄化槽	26,928	24,246	22,146	20,049
生活排水未処理人口	15,184	9,433	4,715	0
単独処理浄化槽	7,731	4,803	2,401	0
し尿汲み取り	7,453	4,630	2,314	0
生活排水処理率 (B/A)	97.0%	98.1	99.0	100.0

第3章 生活排水処理基本計画の施策体系

1 施策体系

基本理念である「良好な水環境が確保され、快適に暮らせるまちを目指します」に向け、生活排水の適正処理に係る施策に取り組んでいきます。

本計画では、1つの基本指標の達成を目指し、2つの基本方針のもと、5つの基本施策と7つの施策事業を展開します。



施 策 事 業

公共下水道の整備推進

合併処理浄化槽の整備推進【重点】

生活排水処理施設への接続促進【重点】

生活排水処理施設の統廃合等の推進【重点】

合併処理浄化槽の適正管理の推進【重点】

最適な収集運搬の実施

適正な中間処理・最終処分の実施

生活環境や公共用水域の水質向上・保全に向け、生活排水処理施設の整備や接続促進、適正管理の施策を展開します。

【基本施策1-1】 生活排水処理施設の整備推進

施策事業	
(1)	公共下水道の整備推進
(2)	合併処理浄化槽の整備推進【重点】

(1) 公共下水道の整備推進

公共下水道事業計画区域において、未処理の生活排水が河川等に放流されるのを防止するため、関連事業である土地区画整理事業等との連携により、未整備地区の計画的な整備を推進します。

【主な取組】

- 公共下水道の整備

(2) 合併処理浄化槽の整備推進【重点】

浄化槽整備区域において、単独処理浄化槽や汲み取りトイレからの転換を含む合併処理浄化槽の設置を促進するため、補助制度を継続するとともに、戸別訪問などの啓発活動の充実を図ります。

【主な取組】

- 浄化槽設置費補助制度の実施
- 広報媒体を活用した生活排水の適正処理の必要性及び設置補助制度に関する周知啓発
- 清掃業者、指定検査機関と連携した設置補助制度に関する周知啓発

コラム 「合併処理浄化槽」ってなに？

「合併処理浄化槽」は、家庭から出る「生活排水（＝し尿と台所、お風呂、洗濯等の雑排水を合わせたもの）」のすべてを浄化できるスグレものです。し尿処理だけに対応した「単独処理浄化槽」では、台所、お風呂、洗濯等の排水をそのまま河川に流してしまい、自然に大きな負担をかけてしまいます。浄化槽は地面に埋められているためよくわからないという方が多いと思いますが、これを機会に、自宅の排水処理の方法を調べてみましょう。

「合併処理浄化槽」では、水中の微生物の働きを利用して、汚れた水をきれいにしています。それらの微生物には、空気を好む「好気性微生物」と空気が嫌いな「嫌気性微生物」がいます。微生物たちは、水中の汚れ（有機物）をエサにして、数をどんどん増やしていきます。浄化槽をうまく働かせるためには、微生物たちの特徴に合わせて、元気になれるような環境や条件を整えることが大切です。



資料) 環境省「浄化槽サイト 自然にやさしい浄化槽のひみつ」より

【基本施策1-2】生活排水処理施設への接続促進

施策事業

(3) 生活排水処理施設への接続促進【重点】

【取組指標】生活排水処理率

公共下水道・農業集落排水処理施設への接続を促進し、生活排水が処理施設に接続され衛生的に処理されているかを表す指標として、生活排水処理率を取組指標に設定します。

生活排水処理率

令和6年度
97.0%

令和12年度
98.1%

令和17年度
99.0%

令和22年度
100%

(3) 生活排水処理施設への接続促進【重点】

公共用水域の水質向上・保全に向け、公共下水道及び農業集落排水処理施設の未接続世帯に対する戸別訪問及び周知啓発などにより、接続促進に取り組みます。

【主な取組】

- 新規整備地区における工事前説明の実施による未接続者発生防止
- 効果的・効率的な戸別訪問先の選定・指導の実施
- 関係機関や様々な広報媒体を活用した周知啓発

コラム 「生活雑排水」ってどんなもの？

家庭から出る生活排水のうちで、もっとも汚れがひどいものは、台所や風呂、洗濯機からの排水です。この台所や風呂、洗面、洗濯などトイレ以外から出る汚水を生活雑排水といいます。一人が1日の生活でどのくらい水を汚しているかをBOD（有機物）の量で表すと、約40グラムであり、その内訳はトイレが13グラム、生活雑排水が27グラム（このうち台所の汚水が18グラム）となっています。いかにトイレ以外の生活雑排水の汚れが大きいかわかります。



◎一人1日当たりの生活排水の負荷割合

台所 18g	風呂 5g	洗濯 4g	トイレ 13g
-----------	----------	----------	------------

【基本施策1-3】 生活排水処理施設の適正管理

施策事業	
(4)	生活排水処理施設の統廃合等の推進【重点】
(5)	合併処理浄化槽の適正管理の推進【重点】

【取組指標】 浄化槽法第11条検査受検率

合併処理浄化槽の適正管理に関する周知啓発を推進し、浄化槽が適正に維持管理され、本来の機能が十分に発揮されているかを表す指標として、浄化槽法第11条による検査受検率を取組指標に設定します。

浄化槽法第11条検査受検率

令和6年度 85.7%	令和12年度 100%	令和17年度 100%	令和22年度 100%
----------------	----------------	----------------	----------------

(4) 生活排水処理施設の統廃合等の推進【重点】

ライフサイクルコストの低減を図るため、経済性や施設の老朽度、地域特性等を踏まえ、生活排水処理施設の公共下水道への接続による統廃合の推進や設備の更新・修繕による長寿命化、合併処理浄化槽の活用を含めた施設小規模化の検討に取り組みます。

【主な取組】

- 生活排水処理施設の統廃合
- 生活排水処理施設の長寿命化
- 生活排水処理施設最適化の検討

(5) 合併処理浄化槽の適正管理の推進【重点】

合併処理浄化槽の機能が十分に発揮されるよう、浄化槽法で定められている水質検査や、維持管理の実施について、的確な指導に取り組みます。

【主な取組】

- 指定検査機関と連携した法定検査未受検者に対する受検啓発
- 広報媒体を活用した保守点検や清掃に関する周知啓発

コラム 「浄化槽の検査受検」ってなに？

浄化槽が適正に維持管理され、本来の機能が十分に発揮されているかどうか、総合的に判断するための水質検査で、浄化槽法に規定されています。検査は、浄化槽設置後、3か月から5か月以内に受ける検査(第7条検査)、その翌年から1年に1回受ける定期検査(第11条検査)の2種類あり、検査は、栃木県知事が指定する検査機関(県内では「一般社団法人 栃木県浄化槽協会」)が行います。

本市の第11条検査の受検率は、全国平均(約50%)に比べて高い受検率となっています。

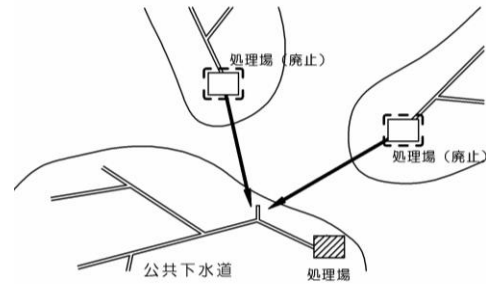
生活排水処理施設の統廃合等について

人口減少や施設が老朽化していくなかで、持続可能な生活排水処理事業，効率的な運営管理を行うための取組として，農業集落排水処理施設及び地域下水処理施設について，公共下水道への接続による統廃合や長寿命化，施設小規模化の検討を推進します。

■基本方針

農業集落排水処理施設及び地域下水処理施設について，長寿命化を図るとともに，「NCC（ネットワーク型コンパクトシティ）」の形成を見据えながら，生活排水処理事業の効率化を図るため，施設の公共下水道への接続等を推進します。

【公共下水道への接続イメージ】



◇整備の方向性

●公共下水道へ接続を行う施設

- ・施設の老朽度，維持管理費の削減効果，人口密集度などの地域特性等を比較し，整備の優先度が高い下記の3施設については，令和12年度までを目途に，公共下水道へ接続を行います。

（対象施設）「豊郷台」・「上欠団地」・「ウッドユータウンみやのもり」

●上記施設以外の施設

- ・NCCの進展による居住の集約化や更なる人口減少，施設の老朽化など，各施設の状況の変化を踏まえ，施設の更新や修繕等を行いながら長寿命化を図るとともに，合併処理浄化槽の活用も含めた施設小規模化の検討を行います。

基本方針2 し尿・浄化槽汚泥の適正な処理

発生するし尿・浄化槽汚泥を適正かつ安定して処理するための施策を展開します。

【基本施策2-1】最適な収集運搬の維持

施策事業

(6) 最適な収集運搬の実施

(6) 最適な収集運搬の実施

し尿については全市業務委託，浄化槽汚泥については許可業者による適正かつ安定した収集運搬を実施します。

【主な取組】

- 業務委託による適正かつ安定したし尿の収集運搬の実施
- 許可業者による適正かつ安定した浄化槽汚泥の収集運搬の実施

【基本施策2-2】適正な処理の推進

施策事業

(7) 適正な中間処理・最終処分の実施

【取組指標】し尿・浄化槽汚泥における中間処理施設での処理率

中間処理施設（浄化槽汚泥等受入施設）を適切に維持管理し，し尿・浄化槽汚泥を適正かつ安定して処理できているのかを表す指標として，中間処理施設での処理率を取組指標に設定します。

し尿・浄化槽汚泥における中間処理施設での処理率

令和6年度
100%

令和12年度
100%

令和17年度
100%

令和22年度
100%

(7) 適正な中間処理・最終処分の実施

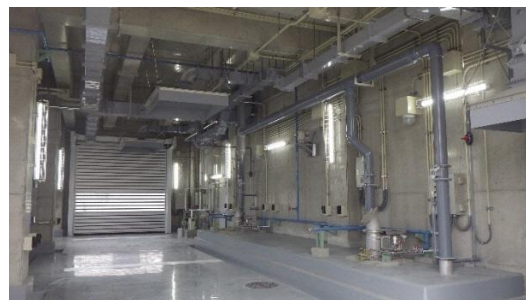
中間処理施設及び最終処分場を適切に維持管理し、適正かつ安定した処理を実施します。

【主な取組】

- 点検管理による施設の適正な維持管理の実施
- し尿・浄化槽汚泥の適正な処理の実施
- し渣の適正な処分の実施



(写真：川田水再生センター)



(写真：川田水再生センター 浄化槽汚泥等受入施設)

第4章 収集運搬・中間処理・最終処分の体制

1 し尿・浄化槽汚泥処理量の見通し値

今後のし尿・浄化槽汚泥処理量は、人口減少や下水道への接続等により減少していく見込みです。また、令和22年度における目標値「生活排水処理率100%」の達成後においては、し尿処理量はなくなる見込みです。

表3-13 し尿・浄化槽汚泥処理量の見通し

(単位：kL/日)

項目	実績値	見通し値		
	R6年度	R12年度	R17年度	R22年度
汲み取りし尿処理量	12.8	7.5	3.8	0.0
浄化槽汚泥処理量	99.7	79.9	64.7	53.5
合計	112.5	87.4	68.5	53.5

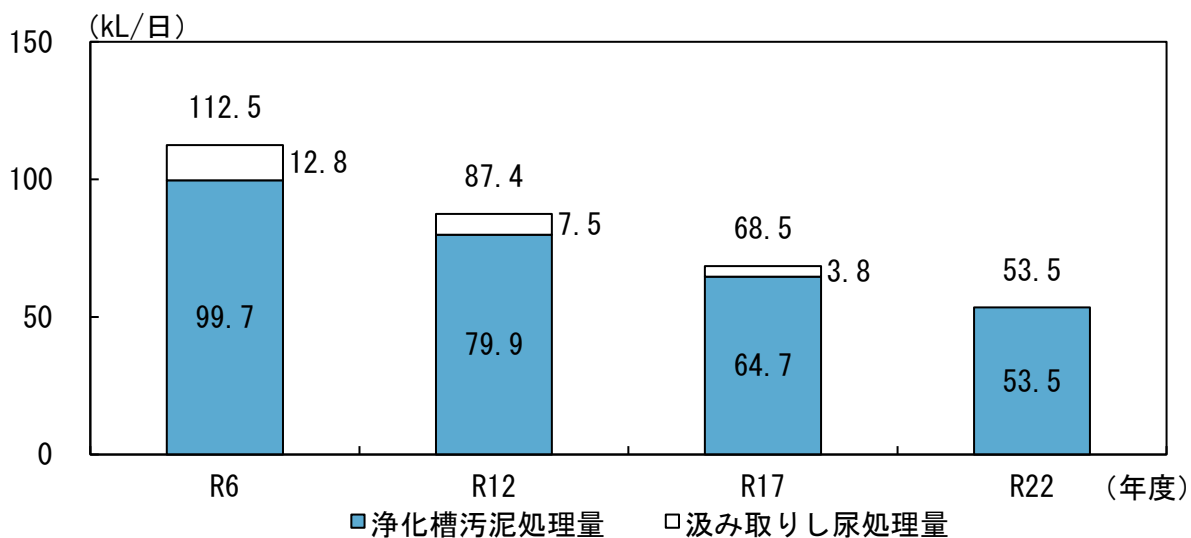


図3-12 し尿・浄化槽汚泥処理量の見通し

2 収集運搬・処理体制

(1) 収集運搬体制

し尿については全市業務委託を継続するとともに、浄化槽汚泥については許可業者による収集運搬を実施します。収集運搬量の変動に注視しながら、適正かつ安定した収集運搬を実施します。

(2) 中間処理体制

収集運搬したし尿・浄化槽汚泥の処理について、中間処理施設（浄化槽汚泥等受入施設）を適切に維持管理し、適正かつ安定した中間処理を実施します。

なお、受入施設で濃度調整などの前処理を行った汚泥については、下水汚泥との一体処理を行い、肥料などの原材料に有効活用するとともに、処理過程で発生した消化ガスについては発電設備の燃料に活用しています。

(3) 最終処分体制

受入施設で発生したし渣については、クリーンパーク茂原において焼却処理した後、エコパーク下横倉で適正かつ安定した最終処分を実施します。